

豊岡市生成A I サービス導入業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市生成A I サービス導入業務契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 豊岡市生成A I サービス導入業務
- (2) 業務の目的
第5次豊岡市行財政改革大綱の取組みの柱である「デジタル社会を前提とした市役所になっている」を実現するため、生成A I サービスを導入し、職員の業務の効率性の向上、業務の質向上を図る。
- (3) 業務内容 生成A I サービス導入業務
- (4) 業務期間 2025年11月1日から2026年3月31日（予定）

3 提案限度額（予算額）

1,980千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、提案限度額（予算額）を超過した場合は失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「該当業務」という。）における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または、以下ア～エの書類を提出し、「豊岡市生成A I サービス導入業務契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」で参加を許可した者。
 - ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 財務諸表
 - ウ 豊岡市税の納税証明書（最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）
 - エ 法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書その3（税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）
- (2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 豊岡市入札参加資格制限基準（令和3年豊岡市制定）第2条各号いずれかの資格制限事由に該当する者でないこと及び第3条の規定による資格制限を受けている者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (8) 国税および地方税を滞納していないこと。

6 募集内容

- (1) 募集方法
市公式ウェブサイト等を通じて募集
- (2) 応募方法
プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加申込書（様式1）
 - (イ) 会社概要（様式2）
 - (ウ) 業務実績調書（様式4）
 - (エ) 企画提案書（様式任意）
 - (オ) 機能要件確認表（様式5）
 - (カ) 見積書（様式任意）

※初期構築費と運用保守費（2025年11月～2026年3月までの5ヵ月）を合算して計算した金額とすること。

※消費税及び地方消費税を含む額とし、月額利用料が分かるようにすること。
 - (キ) セキュリティ要件確認表（様式6）
 - (ク) デモ環境を操作するために必要な情報、マニュアル等
- イ 提出方法 電子メール
- (3) 提出期限及び提出先
 - ア 提出期限
2025年9月8日（月）17時まで
 - イ 提出先
豊岡市役所 市長公室 DX・行財政改革推進課
担当：出水（でみず）、上田（うえだ）
〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号
TEL：(0796) 21-9146
E-mail：dx-suishin@city.toyooka.lg.jp
- (4) 質疑・回答の実施
実施要領等の内容に対する質問がある場合は、以下の質問フォームより入力すること。なお、メール、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。
 - ア 提出期限 2025年8月29日（金）17時まで
 - イ 質問フォーム <https://toyooka-city.form.kintoneapp.com/public/generative-ai-proposal>
 - ウ 質問回答日 2025年9月3日（水）
 - エ 回答の方法
質問内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。
- (5) 辞退届の提出
参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。
 - ア 提出期限 2025年9月30日（火）17時まで
 - イ 提出先 6(3)イに同じ。

- ウ 提出方法 電子メール
- エ 提出書類 辞退届（様式3）

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 作成要領

ア 一般的留意事項

- (ア) 仕様書等の記載内容を十分に理解した上で、本市に最適なシステムを提案すること。
- (イ) 企画提案書は、「提案すべき項目」の順による構成とし、目次を作成すること。

イ 提案すべき項目

提案すべき項目については、下表のとおりとする。

No	提案すべき項目	記載事項
1	提案サービス	提案するサービスの概要、機能及び体系
2	セキュリティ	導入するサービスに施されているセキュリティ対策
3	スケジュール	導入までのスケジュール
4	サポート体制	導入までの業務実施体制と稼働後の体制
5	運用・保守	稼働後の運用支援、保守及びサポート
6	研修・教育	職員への研修・教育
7	自由提案	他システムと比べた優位性、特徴など
		職員の業務効率化実現に向けた提案

8 デモ環境の提供

生成A I の導入により、職員の業務の効率性の向上、業務の質向上を目指すため、提案するサービスを本市の職員が使用した評価を重視する。下記のデモ環境を用意すること。デモ環境の用意が困難な場合には、提案するサービスの操作性を判断できる動画等も可とする。

(1) 評価期間 2025 年 9 月 8 日（月）～9 月 30 日（火）

(2) 評価者 豊岡市職員有志（最大 100 人程度）

(3) デモ環境

- ア インターネット環境から接続可能とすること。
- イ 「豊岡市生成A I サービス導入業務仕様書」第2章4(2)で規定するOS、ブラウザから接続可能とすること。
- ウ 全職員が同一アカウントからのログインを可能とすること。
- エ 最大同時接続数は30以上とすること。
- オ RAG 機能や各種生成A I 機能の利用可否については任意とし、応募事業者の判断とする。
- カ 評価期間中に職員が作成したデータは、評価期間終了後速やかに削除すること。

9 審査概要

(1) 審査委員会

選定委員会を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

- (ア) 「豊岡市生成A I 導入業務契約候補者選定委員会委員（以下「選定委員」とい

う。）」は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ 第1次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が6事業者以上あった場合、書類審査を行い、各選定委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位3事業者までを、第2次審査の対象とする。

参加資格を満たすと判断された事業者が3事業者以下の場合、参加資格を満たす全ての事業者を第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知

(ア) 通知時期 2025年10月7日（火）予定

(イ) 通知方法 第1次審査通過者に電子メールで通知

エ 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。

(ア) 開催日 2025年10月14日（火）予定

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 豊岡市役所本庁舎内

※オンラインでの参加を基本とし、URLは第1次審査通過者にのみ通知する。

(ウ) 説明事項 プレゼンテーションでは、第2次審査の審査項目に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。

(エ) その他 プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度を予定している。オンラインでの参加を基本とし、参加用のURLは本市が用意する。

オ 選定

別に定める審査基準に基づき、第2次審査の採点を第1次審査の採点に加味して契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、選定委員の合議により順位を決め、契約候補者を決定する。

なお、評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者とししない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2025年10月17日（金）までにメールで通知するとともに市公式ウェブサイトにて契約候補者のみを公表する。

10 日程（予定）

公示	2025年8月18日（月）
質問受付締切	2025年8月29日（金）
質問回答	2025年9月3日（水）
企画提案書等受付締切	2025年9月8日（月）
デモ環境提供	2025年9月8日（月）～9月30日（火）
第1次審査	2025年10月6日（月）
第2次審査	2025年10月14日（火）
結果通知	2025年10月17日（金）
契約締結	2025年10月下旬（予定）
業務開始	2025年11月初旬（予定）

11 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) 書類審査（第1次審査）

審査項目	評価の視点	配点
業務実施体制及び業務実績	・本業務を円滑に遂行するための実施体制、セキュリティに関する認証の取得状況、経験と実績について評価する。	5
見積金額	・本業務に係る初期構築費、運用保守費について評価する。運用保守費の金額を重視する。	10
システム機能	・本市が希望する機能要件の実現度について評価する。	15
セキュリティ	・本市が希望するセキュリティ要件の実現度について評価する。	10
操作性、信頼性	・職員が操作しやすいサービスとなっているか、成果物が意図した結果になっているかをデモ環境によって評価する。	20
第1次審査合計		60

(2) プレゼンテーション審査（第2次審査）

審査項目	評価の視点	配点
操作性、信頼性	・デモ環境に搭載できなかった機能などサービス全体の操作性・信頼性について評価する。	5
運用サポート、保守	・職員が生成A I サービスを最大限活用できるようにするための運用支援（研修・教育）、保守及びサポートについて評価する。	15
独自性	・他サービスと比べた優位性、特徴について評価する。	10
業務改善提案	・提案する生成A I サービスを活用した業務改善提案について評価する。	10
第2次審査合計		40

12 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることによ

り事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

13 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 提案限度額（予算額）」を超える場合
- (7) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

14 契約

- (1) 手続の進め方

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

- (2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

- (3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

- (4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 企画提案書に記載した業務実施体制は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。

- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (6) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (7) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (8) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 成果品の著作権は本市に帰属する。

16 問合せ先

豊岡市役所 市長公室 DX・行財政改革推進課

担当：出水（でみず）、上田（うえだ）

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL：(0796) 21-9146

E-mail：dx-suishin@city.toyooka.lg.jp